

※本公募は、国庫補助金の交付決定を前提とした準備手続きであり、国庫補助金の交付決定後に効力を生じるものです。国における審査で否決、若しくは修正された場合、契約の一部又は全部を締結しないことがあります。

※本委託事業に係る関係機関との調整は、契約締結後に実施するものであるため、公募段階での接触は控えること。

令和7年度沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業

に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

「令和7年度沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業仕様書」のとおり

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており過去5年間に公共交通に係るワークショップ(以下「WS」という。)、調査・研究等を行ったことがあること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)第百六十七条の四

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定に該当しないこと。
共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表企業が応募を行い、代表企業は上記全て、その他構成員は上記(1)を除く全ての要件を満たすこと。

3 提出書類

- (1) 質問票(様式1)
- (2) 応募申込書(様式2)
- (3) 企画提案(様式3-1)及び企画提案書(様式3-2または任意様式(A4縦))
企画提案を求めるテーマは、(ア)～(オ)の5つの事項である。仕様書及び以下の留意点を踏まえ、テーマ毎に企画提案書を作成すること。

【留意点】

(ア) 実施計画の作成及び実施準備及びWSの検討・準備

- ①本業務では、本島全域にまたがる関係機関と良好な関係を築きながら、多岐にわたる調整をこなすこととなる。有意義なPIを実施する観点から、関係機関の積極的な協力を得るための工夫を提案すること。
- ②関係機関の日程を踏まえた実施手法やスケジュール等を提案すること。
- ③国が主導する「沖縄交通リデザイン」との連携を意識した実施計画を提案すること。
- ④「市町村連携交通会議」との連携について提案すること(意見交換時期、テーマ等)。

(イ) 県民等参加型WS等の開催・運営

- ①WS 参加予定者に主体性を持たせ、潜在意識及び積極的な意見を引き出すための工夫(※)を提案すること。
- ②企業周辺の交通事情や特色等を踏まえたうえで、WS 実施予定機関を5者程度提案すること。
- ③WS 実施予定機関に係る周辺の交通事情、所在する圏域の特徴等を踏まえたうえで、WSのテーマ及び展開を具体的に提案すること。
- ④複数の実施予定機関でWS開催日程が重なった際の対応について提案すること。

(ウ) 観光客や移動困難者等に対するアンケート・ヒアリング調査の実施

- ①効果的・効率的なアンケート・ヒアリング調査のための工夫(※)を提案すること。
- ②地域の交通事情や特色を踏まえたうえで、ヒアリング実施予定対象者を提案すること。

(エ) PI結果分析

PIによる意見のとりまとめ・分析方法等について、提案すること。

(オ) 報告書等作成

- ①外部へ公表することを意識し、図・表・グラフ等を用いて整理し、県民等に分かりやすい資料とする工夫を提案すること。
- ②令和6年度及び令和7年度のPI結果等を踏まえた次年度の取り組みについて、具体的な施策内容を提案すること。

※実施形態・手法、地域の実情に即したテーマや設問の設定、関係機関との連携等

(ア)～(オ) 共通

- ・テーマ毎の枚数の指定は無く、全て合わせて 12 ページ以内とする。
- ・フォントは原則 11 ポイントとする。
- ・図、グラフ等の掲載可。

(4) 会社概要書(様式4)

(5) 会社の業務実績(様式5)

過去5年間に受託した類似業務実績について、記載すること。

※記載内容に重大な詐称等があった場合には、優先交渉者の取消とする。

(6) 業務実施体制(様式6)

別紙(A4任意様式)で、実施体制の指揮系統、作業分担がわかる図、予定技術者名(共同企業体の場合は会社名も)を記載の上、添付すること。なお、実施体制等については、選定委員会終了後に協議の上、変更を求める場合がある。

(7) 業務工程表(様式7または任意様式)

(8) 宣誓書(様式8)

(9) 見積書(任意様式)

総額 12,500,000 円(消費税[10%]込み)の範囲内で、以下の計算式により本業務に係る経費(追加提案事項含む)を見積もること。この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

また、本業務の実施に要する全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、当該委託費の支払いができない場合があるため、本業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、支出の用途を明らかにすること。

直接人件費＋直接経費（＋再委託費）＋一般管理費＋消費税

一般管理費

自社の一般管理費率または 10%以内のいずれか低い率とする。

別添『委託費積算基準』及び『一般管理費に関する経理処理』を確認すること。

- (10) 共同企業体の場合は、共同企業体資格申請書(様式 9)及び共同企業体協定書(任意様式)を1部ずつ提出すること。

4 提出部数

- (1) 上記3の(3)～(7)、(9)

10部(用紙はA4縦判で、番号の順に編さんし、長辺綴じ、両面印刷)

- (2) その他

1部

5 企画提案書等の提出

- (1) 質問票(様式1)

ア 受付期間

公告日～令和7年5月 23 日(金) 12 時

イ 提出方法

質問票(様式1)を、下記 Mail アドレスに送付

(必ず担当者に電話で Mail の受信を確認すること。)

送付用 Mail アドレス:aa015500@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法

令和7年5月 27 日(火)までに交通政策課ホームページにおいて回答する。(予定)

- (2) 様式1以外

ア 受付期間

公告日～令和7年5月 30 日(金) 12 時

※9:00～17:00(休日、祝日を除く)

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階

沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進室 担当:金城

電話 098-866-2045

ウ 提出方法

持参または郵送(到着確認が可能な手段に限る)により提出

(郵送の場合は、必ず担当者に電話で到達を確認すること。)

6 審査について

提案者が4者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

- (1) 第1次審査(第2次審査対象者の選定)
 - ア 企画提案者が多い場合、本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準に基づく審査により4者程度を選定する。
 - イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。
- (2) 第2次審査(選考の実施)
 - 企画提案書の内容について、書面審査を行う。

7 優先交渉者の選定

(1)優先交渉者の選定方法

沖縄県県民等参加型地域公共交通検討事業選定委員会(以下「委員会」という。)による審査を経て、選定された最優秀企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

(2)委員会における評価基準

本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準による。

(3)結果の通知

対象者に速やかに通知する。

※審査内容・経過等に関する問い合わせには応じない。

(4)契約の締結

優先交渉者との協議の上、締結する。

ただし、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位(ポイント)が次点の者を優先交渉者とする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書及び関係資料は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。